

広島県告示第八百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和四年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成三十年広島県告示第七百七十六号	
所在地	広島県安芸郡海田町寺迫二丁目地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	東唐谷川（二二一）
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	東唐谷川（二二二）
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域